

どうなる？  
どうする？

# 市町村合併

NO.8

奈井江町は、中空知地域任意合併協議会による  
平成17年3月までの合併を目指した

「法定協議会」には、  
参加しないことを決定！

11/27

第6回臨時議会において、北町長は『住民投票の結果を尊重し、さらには地方制度調査会の答申（注1）を踏まえて、中空知地域任意合併協議会において、協議検討を進めてきた合併協議会（法定）に参加しない』ことを議会にはかり、全会一致で承認されました。

（注1：地方制度調査会の答申）

地方制度調査会は、地方の行政制度などに関する重要な案件を検討するために法律に基づいて設置され、総理大臣にその協議した事項を答申する機関です。

11月13日の最終答申で示された主な事項

- ・ 現行の合併特例法が切れたあとは、合併特例債等の財政措置はとらない
- ・ 平成17年4月以降合併が進まない場合、都道府県知事が合併の基本構想を策定し、市町村に勧告、あっせんを行うべきである
- ・ 合併構想策定の対象となる小規模市町村は、概ね人口1万人未満を目安とする

## 北町長の議会における説明

去る11月25日に北海道知事と、北海道市長会、北海道町村会幹部の意見交換会が行われ、地方制度調査会の答申に明記された「都道府県が市町村合併に関する構想を策定し、人口概ね1万人未満の合併の勧告、あっせんをする」ということについて、私から見解を求めたところ、知事は勧告やあっせんによる強制合併的なことは行わない。答申で検討を進める必要があるとうたわれた、広域連合制度の充実について、さらに強く国に求めていくと明言をしています。



この知事の姿勢等を慎重に判断し、さらには合併問題に関する住民投票の結果を尊重して、中空知地域任意合併協議会で協議を進めてきた、平成17年3月までに合併を目指す、滝川市・砂川市・赤平市・歌志内市・上砂川町・浦臼町との4市3町（新十津川町と雨竜町は既に不参加を表明）による、法定協議会には参加しないことと致したく、町議会の意見を問うものであります。

議会における質問と、町長の答弁の内容を要約すると、次のとおりです。

**質問：近隣自治体との協力を進めるべきでは**

**答弁：従来以上に広域連携を進めていく考えです**

合併をしてもしなくても、これからは非常に厳しくなることに変わりはありません。したがって、近隣市町と、従来以上に緊密な協力関係をつくり上げていくことが大切な道だと思っております。

**質問：新市も含めた広域連携を考えているか**

**答弁：連合自治体や、新たな組み合わせの合併も模索しながら検討していきます**

広域連携については、新市も、その他自治体も、関心があれば、協調し協働していくことは当然のことであると思っております。

また一方で、より効率的に、合理的に、しかも住民ニーズに合った合併というのは何かということも模索していかなければならないと考えております。

北海道町村会が提唱する「連合自治体」に取り組み、また、それがなだらかに合併に進む可能性もあります。

多様な可能性を模索しながら、十分検討してまいりたいと考えています。

**質問：財政計画について、今後変更することはないか**

**答弁：あらゆる面で、行財政改革を進めます**

財政計画については、平成19年度まで5カ年の具体的な内容を示しました。

今後とも、あらゆる面で行財政改革を積み重ねていかなければなりません。情報公開と十分な住民参加の中で取り組んでいきたいと思っております。

**質問：今後のまちづくりにおいて、これまで以上に住民との接点を求めるべきではないか**

**答弁：住民と一体となって歩むまちづくりを進めていきます**

合併問題においても、わかりうる情報は全て住民に知らせてきましたし、そうした積み重ねの中で住民が重い判断をし、そのことを尊重して方向性を出しました。

今後は厳しさも増すと思いますが、広域連携や行財政改革などを進めるにあたって、欠かすことができないのが住民参加です。住民と一体となって歩んでいく姿勢を、より深めていきたいと考えております。

**どうなる？ どうする？ 市町村合併 NO. 8**

平成15年12月1日発行

発行 / 奈井江町

編集 / まちづくり課企画係